

平成21年度 東京都税制調査会

第2回 小委員会

〔 環境関連税制に関する資料 〕

平成21年5月12日

## 環境関連税制に関する資料 目次

資料名	頁
我が国の既存エネルギー諸税の概要	1
我が国の燃料別税率水準（単位量当たり）	2
我が国の燃料別税率水準（CO2排出量1トン当たり）	3
揮発油税と軽油引取税の免税の概要	4
ガソリン価格・税負担額の国際比較	5
軽油価格・税負担額の国際比較	6
CO2排出量1トン当たりの燃料別税率水準の国際比較	7
欧州諸国における地球温暖化対策に関連するエネルギー税制の概要	8
フィンランドにおける環境税制の仕組み方	9
デンマークにおける環境税制の仕組み方	10
イギリスにおける環境税制の仕組み方	11
燃料課税と車体課税の国際比較（年間税負担額）	12

# 我が国の既存エネルギー諸税の概要

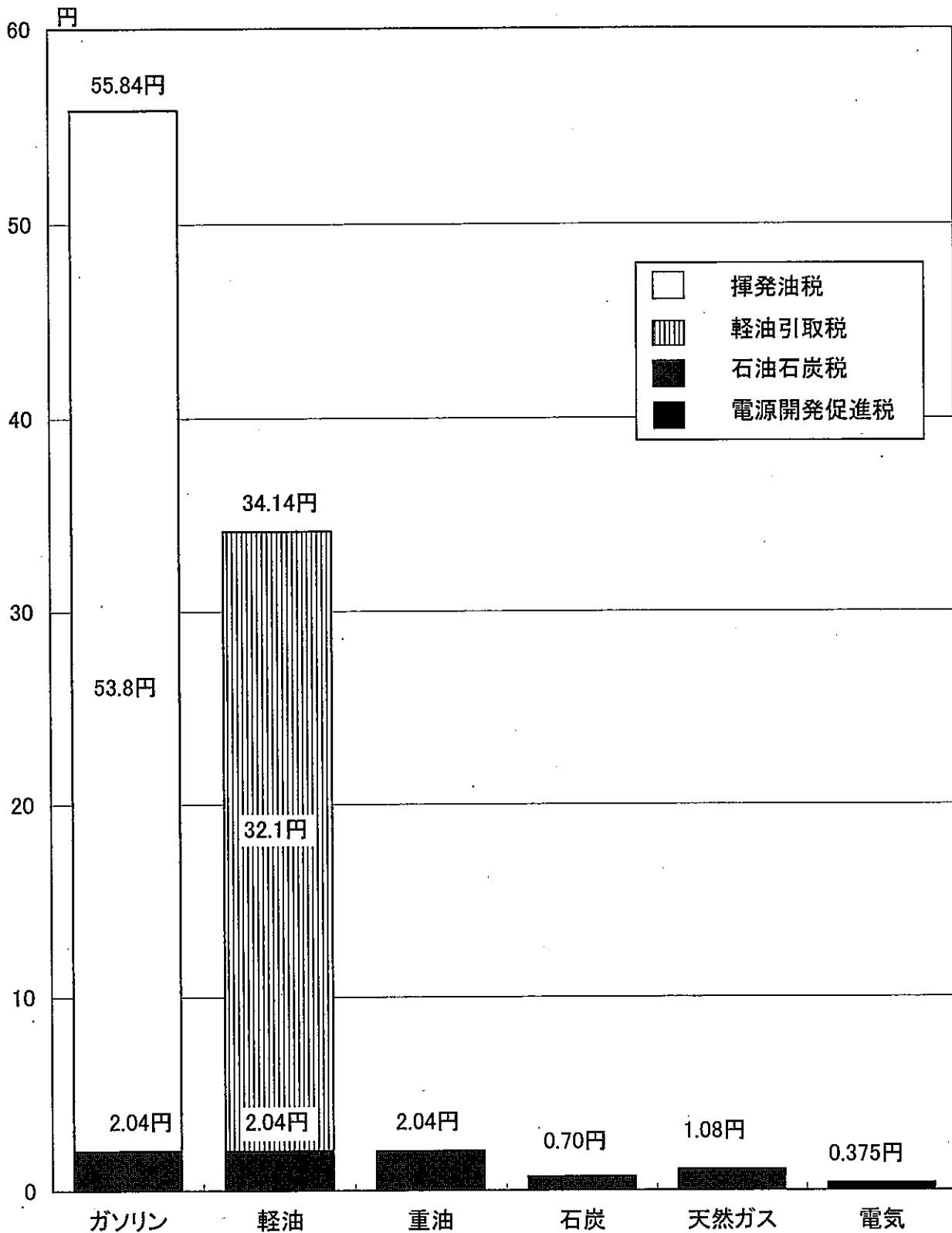
(単位:億円)

税目	税率		用途	財源配分	
	本則税率	暫定税率		国	地方
揮発油税	24,300円/kl	2倍 48,600円/kl	一般財源	26,280	-
地方揮発油税	4,400円/kl	約1.2倍 5,200円/kl	地方の一般財源として譲与	-	2,812
石油ガス税	17.5円/kg	-	1/2は国の一般財源 1/2は地方の一般財源として譲与	130	133
航空機燃料税	26,000円/kl	-	空港整備等 11/13は国の財源 2/13は地方財源として譲与	830	152
石油石炭税	・ 原油、石油製品 2,040円/kl ・ ガス状炭化水素 1,080円/t ・ 石炭 700円/t	-	燃料安定供給対策 エネルギー需給構造高度化対策	5,100	-
電源開発促進税	375円/1,000kwh	-	電源立地対策 電源利用対策	3,510	-
軽油引取税	15,000円/kl	約2.1倍 32,100円/kl	一般財源	-	9,277
計				35,850	12,374

国・地方の財源配分 3:1  
(参考 国税と地方税の割合 4:1)

注1 「財源配分」欄の「国」は、平成21年度租税及び印紙収入予算額のうち一般会計分、「地方」は、平成21年度地方財政計画の歳入見込額を計上。  
 注2 「地方揮発油税」の「財源配分」の金額には、地方道路譲与税を含む。

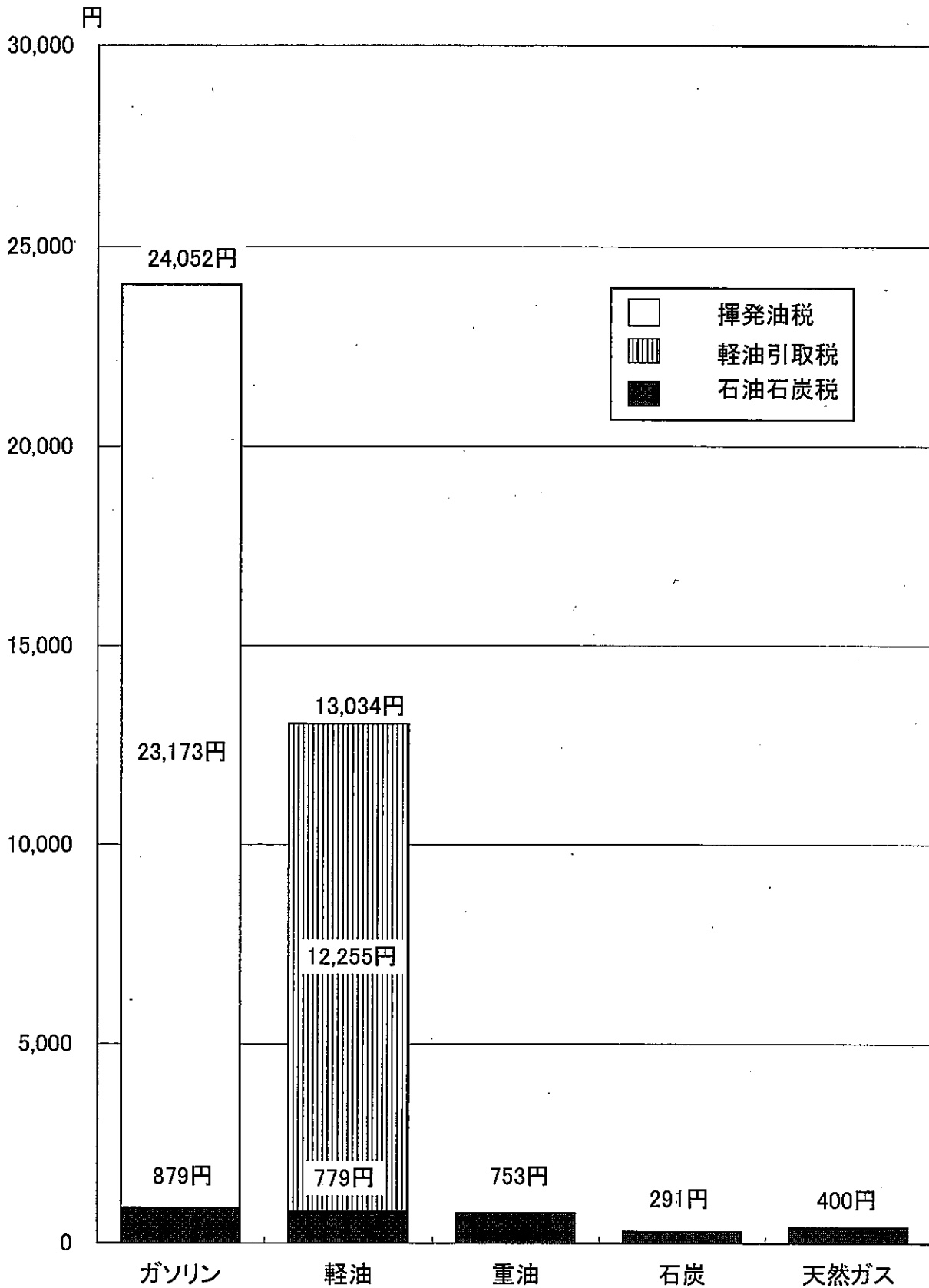
# 我が国の燃料別税率水準（単位量当たり）



注1 「中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」資料（環境省）により作成。

注2 ガソリン、軽油、重油については(円/ℓ)を、石炭、天然ガスについては(円/kg)を、電気については(円/kwh)を単位とする。

# 我が国の燃料別税率水準（CO2排出量1トン当たり）



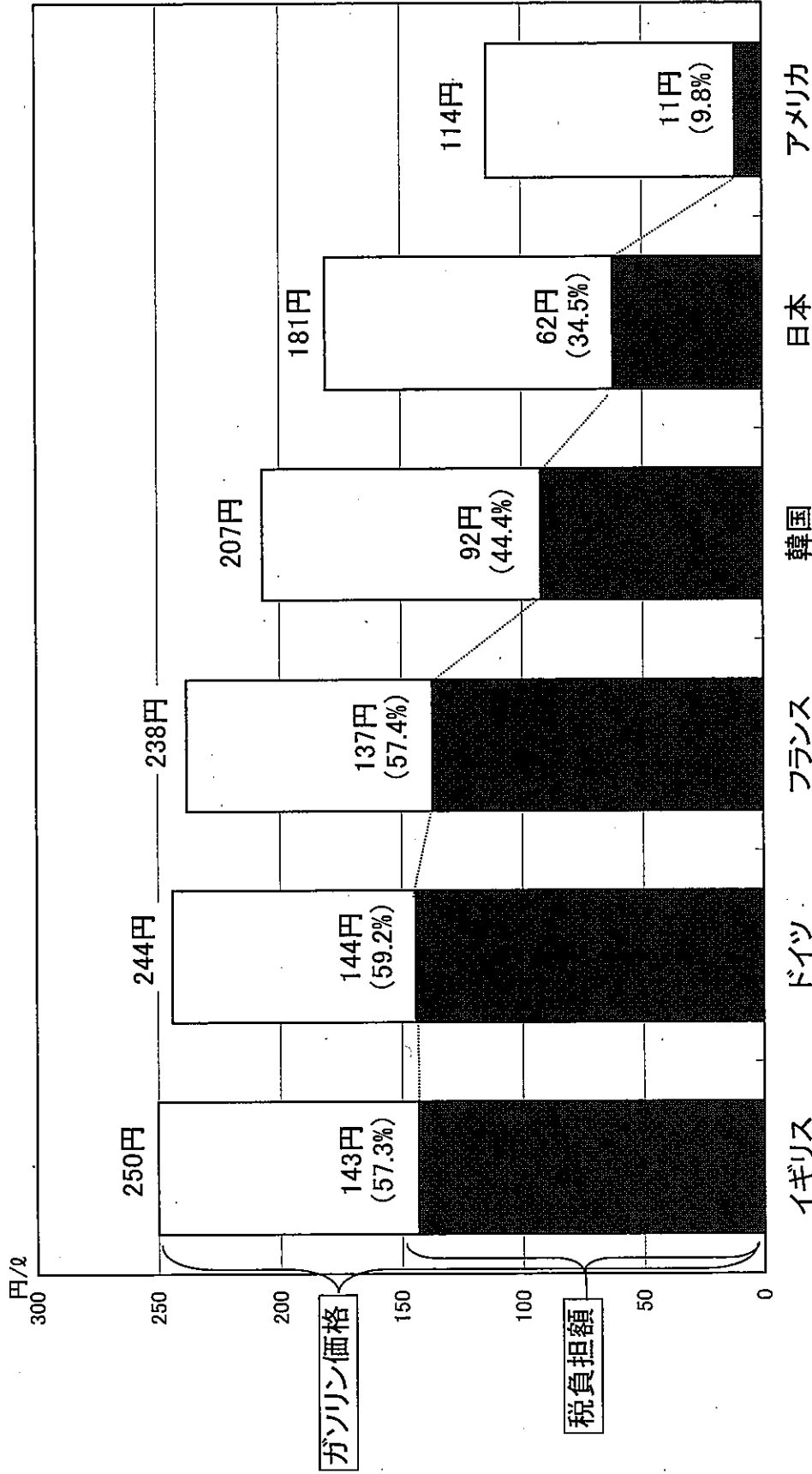
注「中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」資料(環境省)により作成。

# 揮発油税と軽油引取税の免税の概要

揮発油税		軽油引取税	
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内で消費されないもの</li> <li>○ 直接道路とは受益関係にないものうち、自動車燃料に流用のおそれのないもの</li> <li>○ 沖縄振興等(本土との格差縮小、住民生活の向上等)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告等や税関長の承認等の手続きが必要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内で消費されないもの</li> <li>○ 道路の使用に直接関係を有しないと認められるもので、特に政策的配慮等が必要な特定の用途に供されるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県から免税証の交付を受けること等の手続きが必要</li> </ul> </li> </ul>	
	揮発油税法 租税特別措置法等	地方税法 144条の5等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸出</li> <li>○ 船舶の動力源</li> <li>○ 公用・公共の用に供する施設・機械の動力源等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信事業者の使用する電気通信設備</li> <li>・ 自衛隊の使用する通信用機械 等</li> </ul> </li> <li>○ 鉄道・軌道用車両等の動力源</li> <li>○ 農業用機械の動力源</li> <li>○ その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陶磁器・建設粘土製品の製造工程における焼成・乾燥等の熱源</li> <li>・ 鉱物採掘用機械の動力源</li> <li>・ 港湾運送用機械の動力源</li> <li>・ 化学工業・石油製品製造業におけるエチレン・潤滑油等の原材料等</li> </ul> </li> <li>○ 米軍用</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸出</li> <li>○ 揮発油の原料</li> <li>○ 灯油</li> <li>○ 航空機燃料</li> <li>○ その他政令で定める場合</li> <li>○ 特定用途向け特定燃料               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油化学製品(エチレン等)</li> <li>・ ゴム溶剤用等</li> </ul> </li> <li>○ 外交官用</li> <li>○ 米軍用</li> <li>○ 沖縄で使用される揮発油(沖特法第80条、沖特令第74条)</li> </ul>		

注 「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書」(財団法人 自治総合センター)、「中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会地球温暖化対策税制専門委員会」資料(環境省)により作成。

# ガソリン価格・税負担額の国際比較

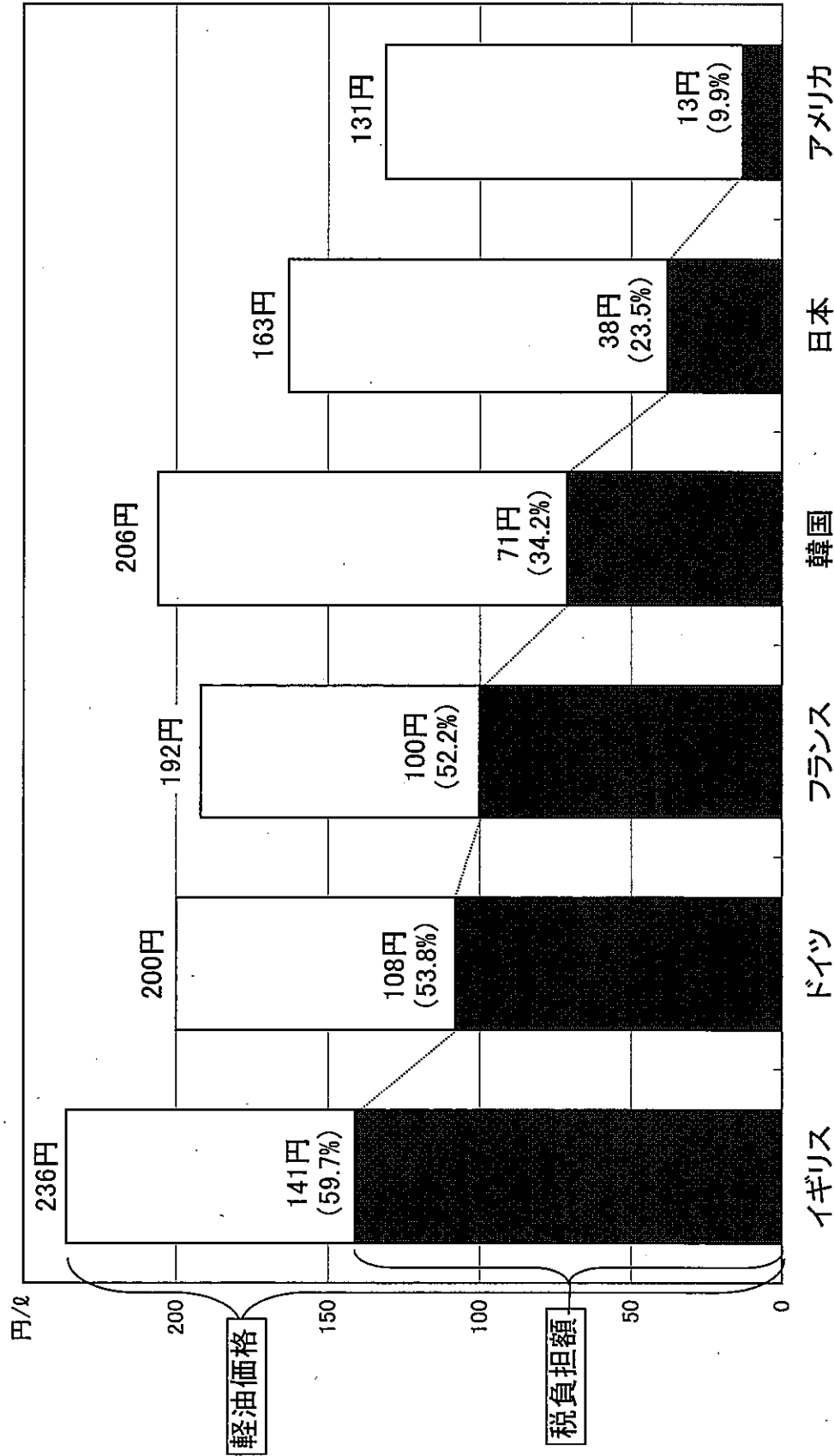


注1 「中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」資料(環境省)

注2 2008年7月時点IEA調べ(日本(石油情報センター調べ)及び韓国(韓国石油公社調べ)は2008年7月第5週)

注3 邦貨換算レートは、1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、100ウォン=約11円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場・平成19年(2007年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)

# 軽油価格・税負担額の国際比較



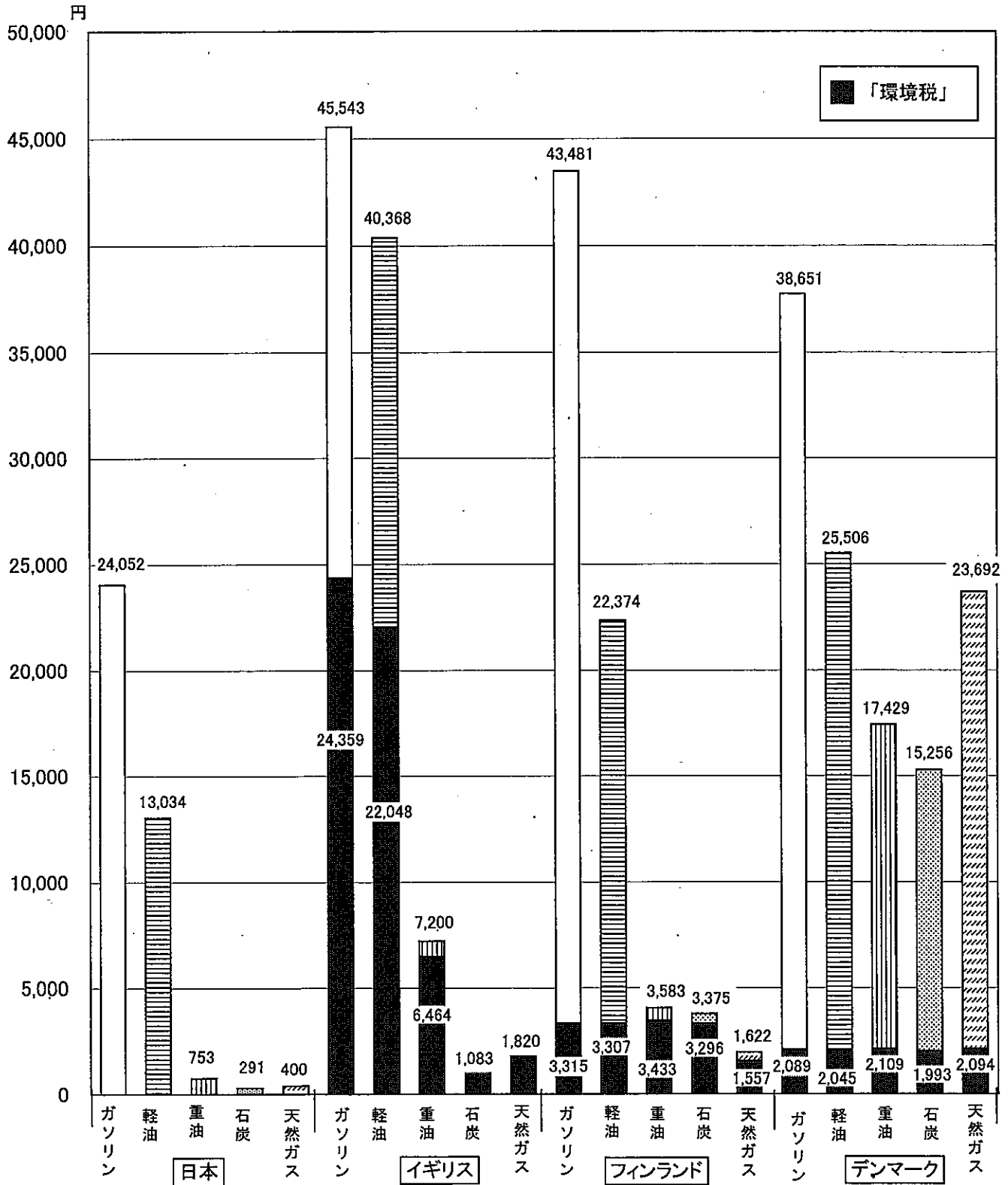
注1 「中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」資料(環境省)

注2 2008年7月時点IEA調べ(日本(石油情報センター調べ)及び韓国(韓国石油公社調べ)は2008年7月第5週)

注3 邦貨換算レートは、1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、100ウォン=約11円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場・平成19年(2007年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)



# CO2排出量1トン当たりの燃料別税率水準の国際比較



注1 「中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」資料により作成。  
 注2 ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。  
 注3 イギリスのガソリンについては無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスは事業用のみ課税される。  
 注4 フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。  
 注5 デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。  
 備考1 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重 $0.9(\text{kg/l}) \cdot 0.65(\text{kg/m}^3)$ 、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。  
 2 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル(2008年下半期適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

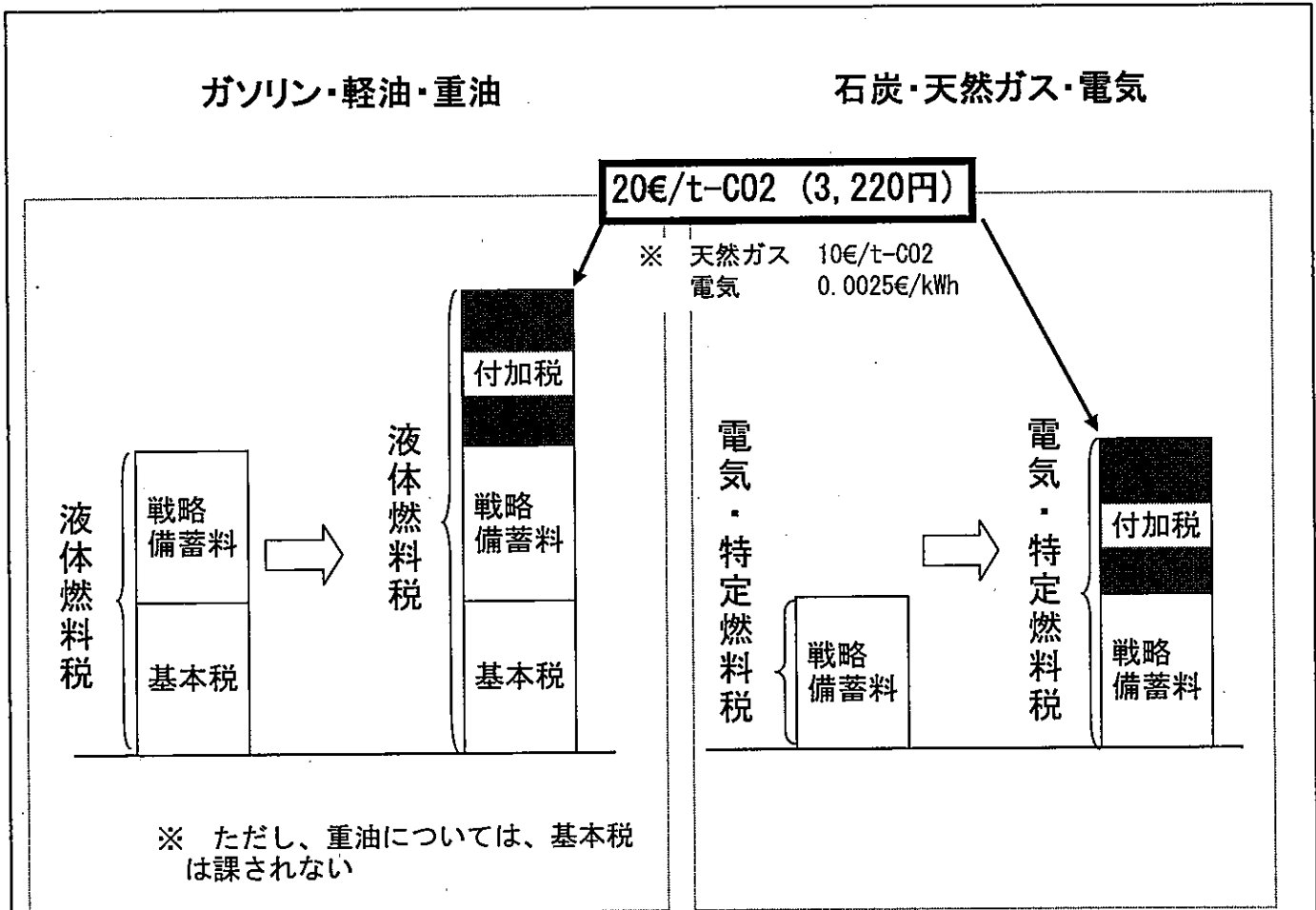
欧州諸国における地球温暖化対策に関連するエネルギー税制の概要

税目	フィンランド*	ノルウェー*	スウェーデン	デンマーク	オランダ*		イギリス		ドイツ		イタリア*
	炭素税	炭素税	炭素税	炭素税	燃料税 (旧一般燃料 税)	エネルギー 税 (旧燃料規制 税)	炭化水素油税	気候変動税	エネルギー 税 (旧鉱油税)	電気税	鉱油税
主な課税物件											
ガソリン	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
灯油	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
軽油	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
重油	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○
石炭	○	-	○	○	○	-	-	○(注4)	○	-	○
LPGガス	-	-	○	○	-	-	○(注4)	○(注4)	○	-	○
天然ガス	○	○	○	○	-	-	○(注4)	○(注4)	○	-	○
電力	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-
課税対象と される主な用途	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業・家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業用のみ	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用
施行時期	1990年導入	1991年導入	1991年導入	1992年導入	1992年	1996年導入	1993~99年	2001年導入	1999年	1999年導入	1999年
課税段階 (納税義務者)	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	供給	製造・輸入	供給	製造・輸入
課税主体	国										
税収使途	一般財源										
エネルギー関係税 の税収(対GDP 比、%) (注5)	1.9	-	-	2.5	1.9	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2

日本	OECD平均
1.1	1.3

注1 財務省ホームページ、環境省資料より作成。  
 注2 2007年1月現在(\*印を付した国については2006年1月現在)。各国資料等により作成。なお、税収使途については㈱三菱総合研究所の調査等による。  
 注3 「-」に区分されている場合であっても、既存のエネルギー税等が課されている場合がある。  
 注4 イギリスでは、道路走行用のLPガス及び天然ガスについては炭化水素油税が課税され、その他のLPガス及び天然ガスについては気候変動税が課税される。  
 注5 OECD環境統計に基づく、環境省の試算による。  
 エネルギー関係税は、輸送目的及び生活上の使用目的に係る化石燃料及び電力に係る税(表に掲載されていない税目を含む)である。

# フィンランドにおける環境税制の仕組み方



## ○ 既存税制に炭素比例相当分を導入

### ▼ 環境税制導入に関連して行われた改革

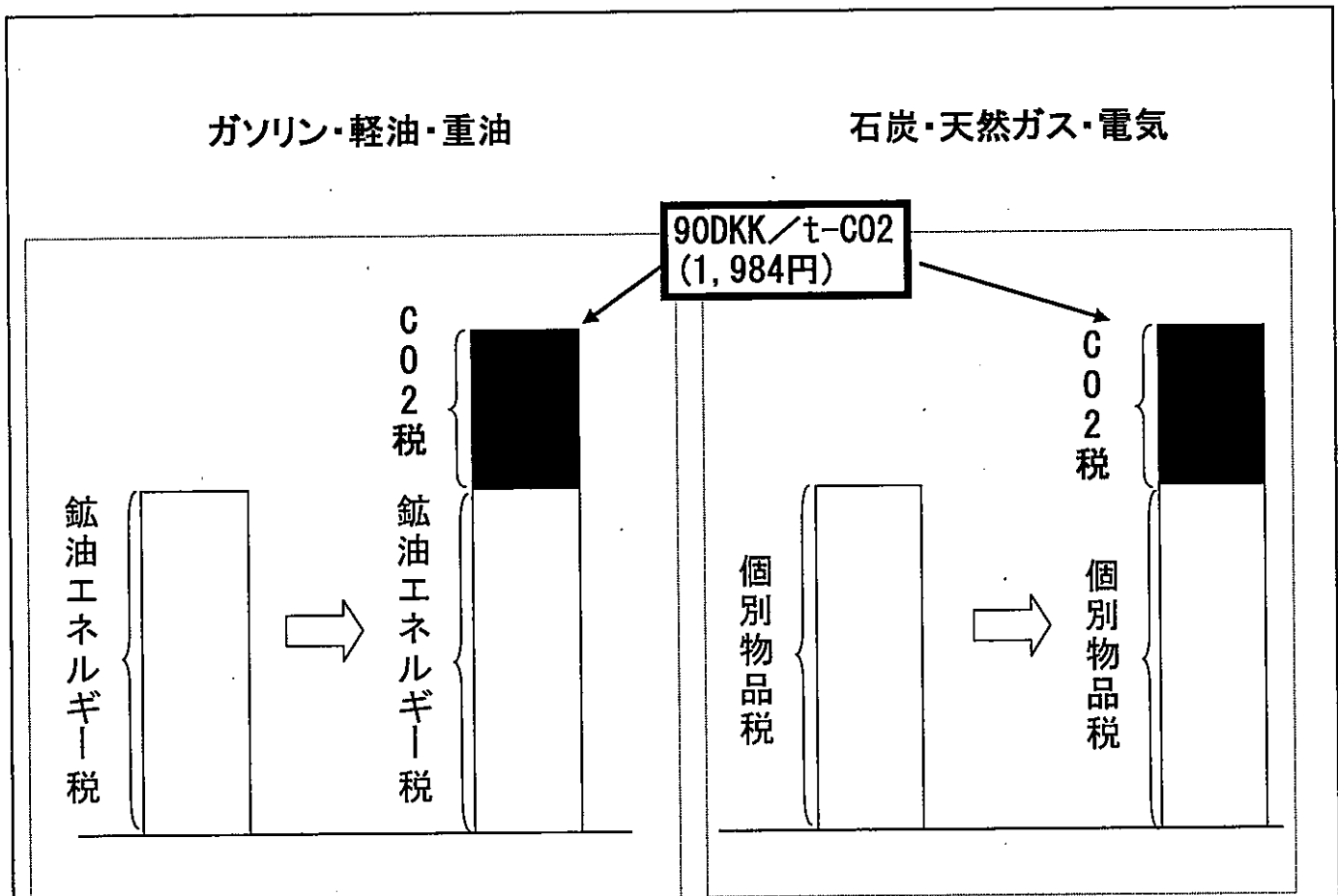
- ・ 所得税減税

注1 フィンランド環境省資料及び我が国の環境省資料より作成

2 ガソリン及び軽油については交通用、重油、石炭、天然ガス及び電気については事業用を前提としている。

3 1ユーロ=161円 (2008年下半期適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

# デンマークにおける環境税制の仕組み方



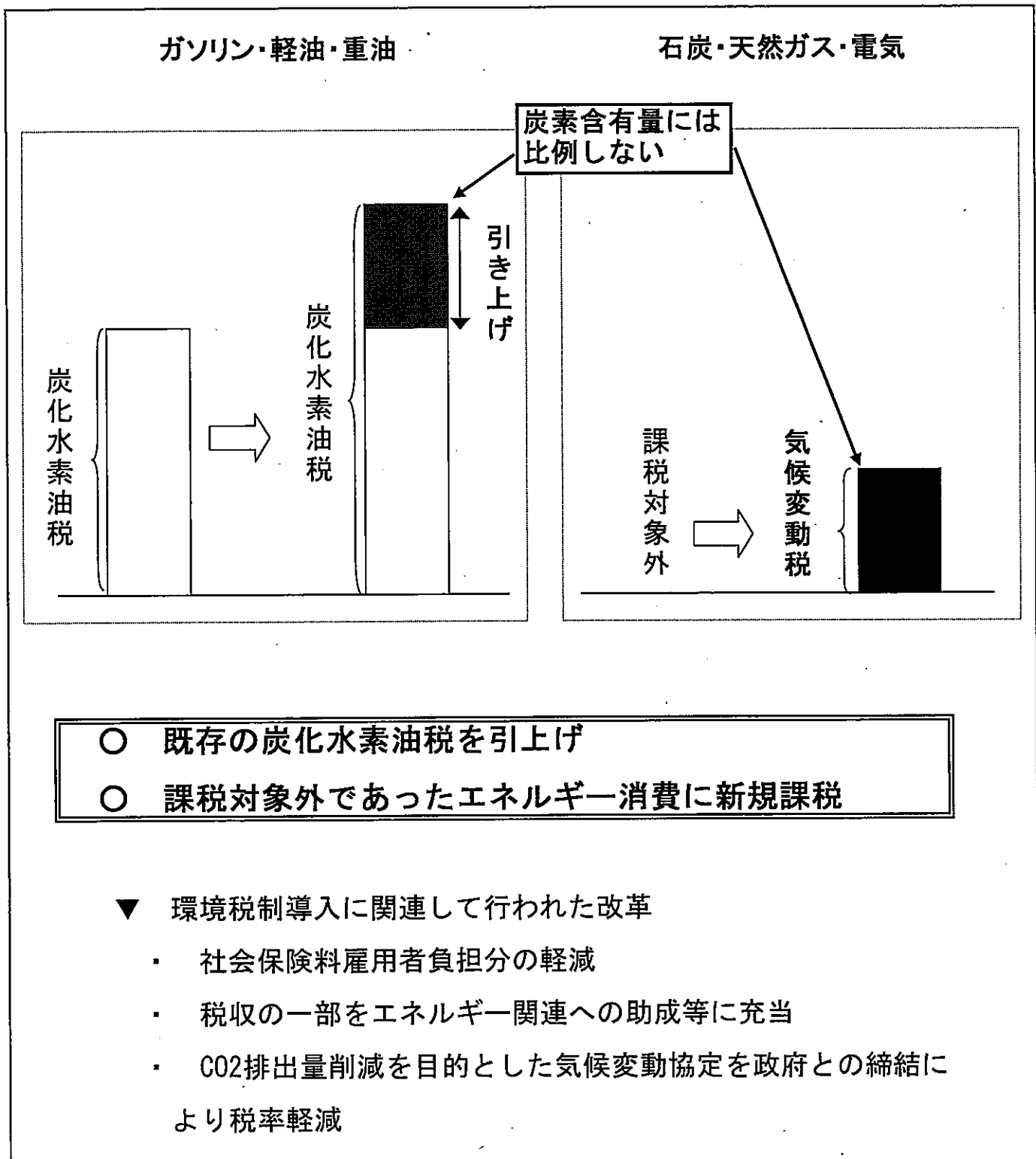
○ 既存税制とは別に、炭素比例の税率を上乗せして課税

## ▼ 環境税制導入に関連して行われた改革

- ・ 社会保険料雇用者負担分の軽減
- ・ エネルギー効率改善に関する政府との協定により税率軽減

注1 EUホームページ「TAXES IN EUROPE DATABASE」及び我が国の環境省資料より作成  
 2 ガソリン及び軽油については交通用、重油、石炭、天然ガス及び電気については事業用を前提としている。  
 3 1ドル=106円、1DKK=0.208ドル（2008年下半期適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場）

# イギリスにおける環境税制の仕組み方



- 既存の炭化水素油税を引上げ
- 課税対象外であったエネルギー消費に新規課税

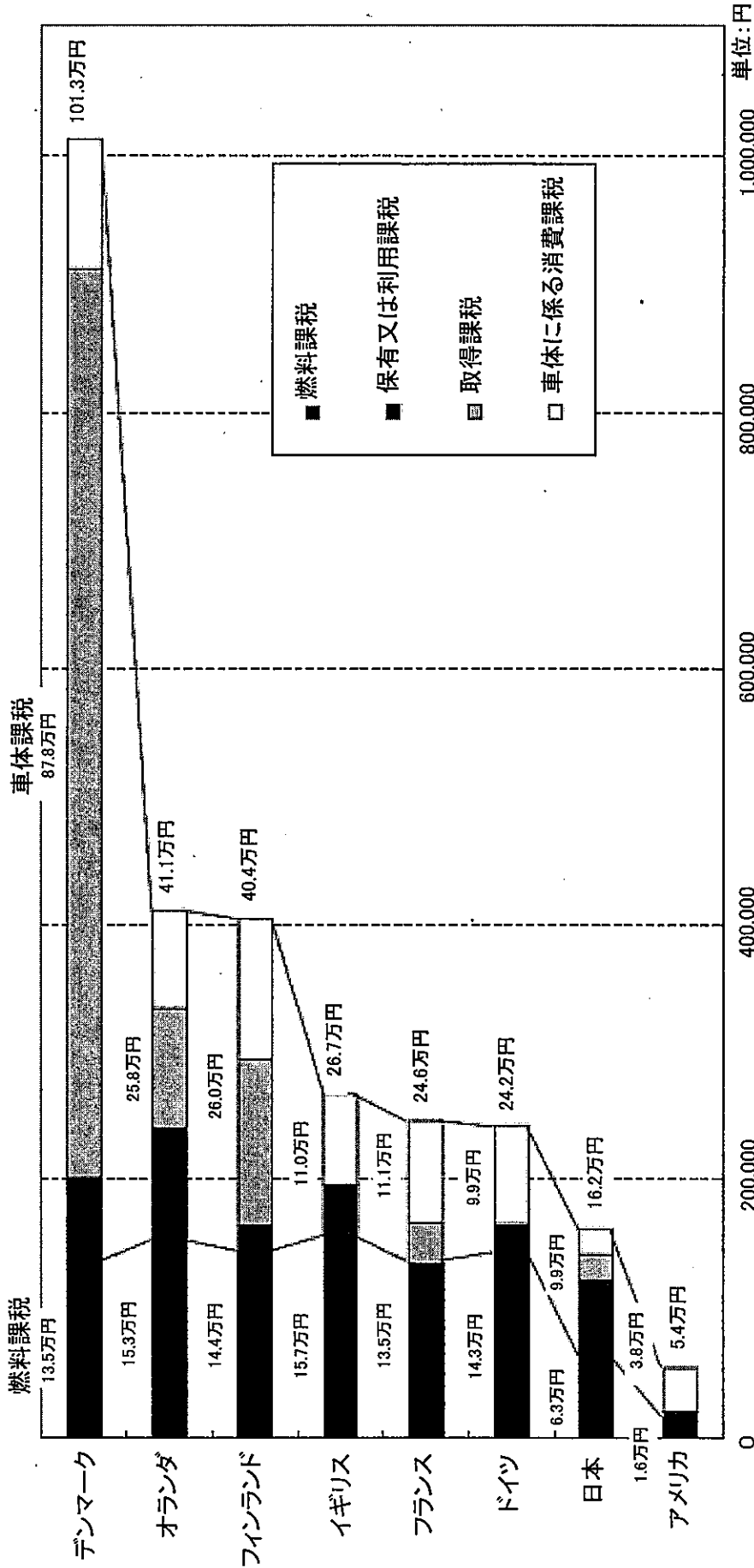
## ▼ 環境税制導入に関連して行われた改革

- ・ 社会保険料雇用者負担分の軽減
- ・ 税収の一部をエネルギー関連への助成等に充当
- ・ CO2排出量削減を目的とした気候変動協定を政府との締結により税率軽減

注1 イギリス内国歳入庁資料及び我が国の環境省資料より作成

2 ガソリン及び軽油については交通用、重油、石炭、天然ガス及び電気については事業用を前提としている。

# 燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額) (2,000ccクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算)



(出典) 環境省資料

注1 車両重量約1.5t、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,000ℓ、平成20年1月現在の税率。

車体価格(税抜本体価格)は2,430,000円と仮定している。

燃料価格(消費課税等の税込み)は、デンマーク10,206デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1,523ユーロ/ℓ、フィンランド1,416ユーロ/ℓ、イギリス1,046ポンド/ℓ、フランス1,354ユーロ/ℓ、ドイツ1,400ユーロ/ℓ、アメリカ0.851ドル/ℓ (IEA「エネルギー価格と税(2008年第2四半期)」による2008年第1四半期の価格)。為替レート: 1ドル=117円、1ポンド=163円、1ユーロ=163円、1デンマーク・クローネ=0.188ドル(2008年上半期に適用される基準外国為替相場、裁定外国為替相場及び市場実勢相場)

2 アメリカの小売上税及び自動車登録料はニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録料はパリ地方の税率によっていた。

3 日本については自動車取得税を課税として、自動車税及び自動車重量税を保有又は利用課税として、それぞれ整理している。

4 上記の他に、保有又は利用課税として、フランスにおいては社用自動車税(法人の所有する自動車)及び車軸税(12t以上のトラック等が課税対象)、アメリカにおいては高速道路自動車利用税(約25t超のトレーラー等が課税対象)がある。

5 燃料課税には、消費税、小売上税、付加価値税が含まれている。日本の燃料課税については石油石炭税を含む。